

1. 私（被保険者）は調査終了前に退職しますが、登録する必要がありますか？

(1)退職後に任意継続あるいは特例退職被保険者の手続きをされる方

⇒ iBss 調査票の連絡欄に「〇月〇日退職・任継(特退)申請予定」と入力してください。

【注意】退職後、「任意継続被保険者制度」あるいは「特例退職被保険者制度」に加入する方はそのご申請の際に添付書類が必要です。

(2)退職後に任意継続あるいは特例退職被保険者の手続きをされない方

⇒ 当健保組合までご連絡をお願いします。

2. 4月に就職した子供が調査対象になっていました。どうしたらいいのでしょうか？

職業・収入で「扶養削除予定(家族異動届未提出)」を選択いただき、連絡欄には就職された日付・理由(就職)を記入してください。

また速やかに[人事手続きシステム](#)から「家族（被扶養者）異動届」をご提出ください。

3. 確認対象の被扶養者が近々就職する予定ですが、確認調書の提出は必要ですか？

職業・収入で「扶養削除予定(家族異動届未提出)」を選択いただき、連絡欄には就職される予定の日付・理由(就職)を記入してください。

また速やかに[人事手続きシステム](#)から「家族(被扶養者)異動届」をご提出ください。

4. 妻が退職しましたので、調査画面から申請できますか？

確認調書では被扶養者を新たに申請することはできません。当健康保険組合 Web ページ[「新たに被扶養者にしたい」](#)をご確認の上、[人事手続きシステム](#)から「家族(被扶養者)異動届」および添付書類をご提出ください。

5. 被扶養者の昨年の収入が基準額を超えていました。今年は超えない予定ですが、どのような申請をしたらよいですか？

今年の収入が認定基準内であることが証明できない場合は、被扶養者の資格を喪失することになります。「家族(被扶養者)異動届」と「保険証」を当健保組合までご提出ください。

なお、再度被扶養者資格申請をする場合、「家族(被扶養者)異動届」と「世帯全員分の住民票」等必要書類を当健保組合へご提出ください。被扶養者の認定日は「家族(被扶養者)異動届」を提出された日になります。収入が減った時点ではありませんので、ご注意ください。

6. 今年の収入が確定しませんが、どの様に記入すればいいですか？

雇用契約書・源泉徴収票(給与明細書)・年金額改定通知書等で確認後、今後の収入を出来るだけ正確な金額で記入してください。なお、年金額より介護保険料が引かれている場合は、介護保険料が引かれる前の金額をご記入ください。

7. 被扶養者は確定申告をしていないため非課税証明書の前年の収入金額が記載省略（もしくはアスタリスク）されています。どうすればいいですか？

所得(収入)金額欄に記載省略(アスタリスク表示も含む)がない、必ず金額が表示されたものをご提出いただく必要があります。金額省略のない証明書を入手する際、無収入の方でもゼロ円申告が必要な場合があります。

8. 昨年度一時所得（遺産・不動産売却収入・株式譲渡益など）が入ったため所得（課税）証明書には限度額の130万円を超えた金額が記載されてきました。一時的な収入でも扶養から外れなくてはならないのでしょうか？その他の収入はありません。

当健康保険組合では一時所得(遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など)は収入に含めません。主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続が可能です。備考欄に「遺産相続のため」など一時的収入が多くなった理由および金額をご記入ください。

9. 被扶養者になっている妻が自営業をしています。添付書類は何を添付すればよいのでしょうか？

前年分の「確定申告の控え」のコピーおよび「収支内訳書」のコピーまたは「青色申告決算書」のコピーを添付してください。

10. 無職の子も何か証明が必要ですか？

所得(収入)金額欄に記載省略(アスタリスク表示も含む)がない、金額が表示された非課税(課税)証明書をご提出ください(8 参照)。また別居の場合は、仕送りに関する証明も必要です。

11. 収入に年金(老齢年金、障害者年金、遺族年金等)も含まれますか？ また、受給している場合何を添付すればよいでしょうか？

健康保険上の収入には、全ての年金が含まれます。添付書類は、各年金の直近の年金額改定通知書または振込通知書の写しを1つのファイルにして提出ください。(必ず氏名の部分も写してください。)

12. 扶養している子どもと6月から別居しました。8月から振込みを始めたため仕送りを証明する書類が8月分しかありません。どうしたらいいのでしょうか？

調査票の連絡欄に別居を開始した時期を記入の上、お手元にある仕送りを証明する書類を提出してください。9・10月分の仕送りを証明する書類はご用意ができた時点で必ずご提出ください。今後も仕送りを継続していただき、仕送りを証明する書類を残すようにしてください。

13. 現在別居中の娘を扶養にしています。娘は収入が月額7万円程度あります。送金はしていますが、月に3~5万円と足りなくなったら送金するという形です。それでもよいのでしょうか？

収入が月額7万円とした場合、毎月3~5万円の仕送り額では生活費の大半を援助しているとはいえない難しい状況にあります。さらに生活に必要な仕送り額が被扶養者の収入額を超えていなければ、経済的扶養とは認められませんので、別途「家族(被扶養者)異動届」を提出し被扶養者から外す手続きを行うか、被扶養者の収入を上回る仕送り金額に増額してください。

14. 仕送りは手渡しで行なっているので、証明する書類がありません。どうしたらいいのでしょうか？

送金は手渡しではなく、銀行や郵便局等の金融機関を通して行ってください。不明な点がある場合は、当健康保険組合までご連絡ください。